

利用団体登録の流れ

利用団体登録
利用団体
①利用団体登録 ②利用団体登録 取消・変更届

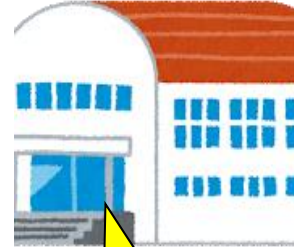


①予約・申請

①利用団体は、利用団体登録申請書に団体名、登録区分、氏名、住所、年齢、電話番号、メールアドレス、勤務先名称（区内在勤者）、勤務先所在地（区内在勤者）、勤務先電話番号（区内在勤者）、在学先名称（区内在学者）を記入し、コズミックススポーツセンター窓口へ提出する。
②利用団体は、利用団体登録取消・変更届に団体名、氏名、住所、電話番号等を記入し、利用団体登録証とともに、コズミックススポーツセンター窓口へ提出する。

・取扱責任者及び取扱者を指定する。
・個人情報に関する「特記事項」の遵守。

【受託者】新宿未来創造財団(新宿コズミックススポーツセンター)



②登録証・通知書の交付

①受託者は、申請を承認したとき、利用団体登録証を交付する。登録証には登録区分、登録番号、団体名、代表者氏名を記載する。
②受託者は利用団体登録取消のときは、団体登録承認取消通知書に団体名、氏名を記入し、利用団体に交付する。利用団体登録変更のときは、利用団体登録証を変更後の内容に修正し、利用団体に交付する。

・收受した申請書等は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。
・提出された申請書は、日々收受した数量を記録し、業務終了前にその日收受した数量と合致しているか確認する。

③個人情報の返還(紙)

受託者は業務履行後、保有した申請情報及び承認通知情報を速やかに区に返還する。

④指導

必要に応じ、受託者に立入検査を行い、個人情報保護対策を指導する。

